

大阪府子ども総合計画

事業計画（案）

※第3章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画 のみ 抜粋

平成26年11月

大阪府

目次

第1章 事業計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨	2
2. 事業体系	3

第2章 個別事業における取り組みと目標

1. 基本方向1 若者が自立できる社会	10
2. 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会	14
3. 基本方向3 子どもが成長できる社会	30
4. 重点施策について	41

第3章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

1. 区域の設定	60
2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保	60
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制	63
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保	66
5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上	71
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策	72
7. 広域行政として大阪府が取り組むこと	81

第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画

1. 策定の趣旨	83
2. 現状と課題	83
3. 子どもの貧困対策の方向性	85
4. 具体的取組	86

参考資料1 個別目標一覧	94
--------------	----

参考資料2 市町村二一ズ調査の結果概要

参考資料3 家庭の養育力に関する実態調査の結果概要

参考資料4 保育所等における保育士等確保のための調査の結果概要

第3章 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画

本計画（大阪府子ども総合計画）は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画としての性格を有してしています。この章では、子ども・子育て支援法に基づき国が示した基本的な指針において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載すべきとされている事項について記載しています。

1. 区域の設定

基本的な指針において、都道府県における就学前の子どもの教育・保育の量の見込み及びその提供体制を定める単位となる区域（都道府県設定区域）を定めることとされています。

大阪府における区域については、幼稚園、認定こども園における市町村をまたがる広域利用や近隣市町村による共同事務処理の状況を踏まえ、大阪府における区域は、1号、2号、3号認定共通で、大阪府と市町村で設けている圏域会議のブロック割（7ブロック）を大阪府の都道府県設定区域とします。

ただし、区域をまたがる利用を妨げるものではなく、認定こども園、保育所の認可・認定にあたって十分に配慮します。

◇大阪府が設定する都道府県設定区域（1～3号認定共通）

（大阪府が行う認定こども園、保育所の認可・認定にかかる需給調整の判断基準となる区域）

1	大阪市	大阪市
2	堺市	堺市
3	北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
4	北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
5	中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
6	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
7	泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保

大阪府の都道府県設定区域における教育・保育の量の見込み及びその提供体制については、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量の見込み及びその提供体制を集計したものとします。

(1) 教育・保育の量の見込み及びその提供体制

区域	年度	1号認定及び2号認定 (3～5歳児)				3号認定 (1～2歳児)		3号認定 (0歳児)	
		量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
		1号認定	2号認定	計					
大阪市	27年度	26,741	32,233	58,974	69,669	18,704	18,418	3,568	3,805
	28年度	26,629	32,632	59,261	70,311	19,259	19,195	3,717	4,010
	29年度	26,973	33,675	60,648	71,058	19,864	19,899	3,878	4,157
	30年度	26,898	34,066	60,964	71,736	20,347	20,677	4,028	4,333
	31年度	26,919	34,100	61,019	71,737	20,362	20,677	4,032	4,333
堺市	27年度	11,372	10,390	21,762	23,149	5,795	5,773	1,212	1,208
	28年度	11,057	10,745	21,802	23,429	5,783	6,036	1,224	1,277
	29年度	10,751	11,077	21,828	23,853	5,842	6,336	1,237	1,342
	30年度	10,453	11,318	21,771	24,097	5,907	6,461	1,254	1,371
	31年度	10,163	11,582	21,745	24,344	5,983	6,598	1,273	1,403
北摂	27年度	26,224	19,986	46,210	53,240	12,185	9,900	3,241	2,634
	28年度	26,147	19,851	45,998	53,052	12,127	10,837	3,238	2,863
	29年度	25,711	19,543	45,254	53,264	12,124	12,025	3,223	3,155
	30年度	25,230	19,164	44,394	53,512	11,956	12,587	3,178	3,290
	31年度	24,781	18,865	43,646	53,181	11,791	12,541	3,135	3,277
北河内	27年度	13,573	12,982	26,555	33,840	7,447	6,909	1,988	1,839
	28年度	13,234	12,964	26,198	34,593	7,389	7,107	1,962	1,912
	29年度	12,914	12,942	25,856	34,516	7,303	7,121	1,962	2,012
	30年度	12,720	12,767	25,487	34,565	7,207	7,106	1,942	2,030
	31年度	12,610	12,657	25,267	34,320	7,063	7,077	1,932	2,031
中河内	27年度	9,854	9,231	19,085	21,232	4,816	4,381	1,190	1,071
	28年度	9,643	9,439	19,082	21,301	4,755	4,643	1,183	1,170
	29年度	9,419	9,063	18,482	21,307	4,700	4,725	1,195	1,212
	30年度	9,226	8,986	18,212	21,333	4,656	4,768	1,197	1,212
	31年度	9,003	8,869	17,872	21,439	4,623	4,828	1,197	1,233
南河内	27年度	5,971	7,181	13,152	14,713	3,459	3,017	1,030	911
	28年度	5,823	7,047	12,870	14,647	3,397	3,271	1,016	959
	29年度	5,680	6,901	12,581	14,745	3,357	3,414	1,006	1,014
	30年度	5,528	6,770	12,298	14,752	3,304	3,445	985	1,024
	31年度	5,353	6,613	11,966	14,641	3,222	3,448	968	1,023
泉州	27年度	9,853	12,995	22,848	27,540	6,262	5,553	1,685	1,474
	28年度	9,698	12,842	22,540	28,174	6,158	6,186	1,655	1,674
	29年度	9,414	12,547	21,961	28,164	6,057	6,284	1,642	1,684
	30年度	9,214	12,323	21,537	28,064	5,982	6,305	1,618	1,685
	31年度	8,983	12,011	20,994	28,010	5,913	6,318	1,605	1,692
府内全域	27年度	103,588	104,998	208,586	243,383	58,668	53,951	13,914	12,942
	28年度	102,231	105,520	207,751	245,507	58,868	57,275	13,995	13,865
	29年度	100,862	105,748	206,610	246,907	59,247	59,804	14,143	14,576

	30年度	99,269	105,394	204,663	248,059	59,359	61,349	14,202	14,945
	31年度	97,812	104,697	202,509	247,672	58,957	61,487	14,142	14,992

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数

基本的な指針において、認定こども園への移行促進のため、都道府県設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員総数が量の見込みとして必要とされる利用定員総数を超えていたとしても、量の見込みとして必要とされる利用定員総数に「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を加えることで、認定こども園の認可・認定をすることができると示されています。

この「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」について、政令市・中核市については各市の子ども・子育て支援事業計画において定めることになっています。したがって、大阪府で定める数は、政令市・中核市を除いた市町村の数となります。

なお、大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」は、認定こども園への移行促進を図るため、政令市・中核市を除く府内市町村が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」として設定を希望する数を集計したものです。

◇大阪府における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」

(平成27年度から平成31年度までの5年間における数)

区域	1号認定	2号認定	3号認定
北摂（高槻市・豊中市を除く）	965	633	255
北河内（枚方市を除く）	622	296	30
中河内（東大阪市を除く）	60	100	0
南河内	328	955	230
泉州	746	566	310
大阪府で定める数	2,721	2,550	825
(参考) 政令市・中核市を含む大阪府全体として定める数			
大阪市	2,490	1,440	720
堺市	423	145	148
東大阪市	167	0	0
高槻市	700	0	0
豊中市	388	2,291	42
枚方市	0	0	0
大阪府全体として定める数	6,889	6,426	1,735

3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制

(1) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

2の(2)で示す「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」を踏まえ、大阪府の都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は次のとおりとします。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大阪市	幼保連携型	13	120	9	0	3
	それ以外	10	20	15	0	12
	計	23	140	24	0	15
堺市	幼保連携型	85	15	3	0	0
	それ以外	3	1	1	0	0
	計	88	16	4	0	0
北摂	幼保連携型	86	24	10	7	38
	それ以外	3	6	6	0	0
	計	89	30	16	7	38
北河内	幼保連携型	26	19	8	0	16
	それ以外	9	8	2	4	0
	計	35	27	10	4	16
中河内	幼保連携型	13	24	13	3	1
	それ以外	3	3	2	1	0
	計	16	27	15	4	1
南河内	幼保連携型	3	8	2	1	21
	それ以外	3	6	2	1	1
	計	6	14	4	2	22
泉州	幼保連携型	41	38	7	3	2
	それ以外	1	4	0	0	0
	計	42	42	7	3	2
大阪府全域	幼保連携型	267	248	52	14	81
	それ以外	32	48	28	6	13
	計	299	296	80	20	94

(2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的な考え方

基本的な指針において、認定こども園の普及に係る基本的な考えを都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で示すこととされています。

大阪府としては、国が示す公定価格が満年度化するのが平成29年度であり、平成27年度から平成28年度は国の予算過程で決定されることなどから、国の状況を注視しつつ、認定こども園への移行促進を図っていくことが重要と考えています。このようなことから、大阪府としては、移行促進に当たっては、既存の幼稚園や保育所に対し、国の状況や認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、移行を希望する幼稚園や保育所に対しては、円滑に移行できるよう市町村と一体となって支援していきます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした「幼保連携型認定こども園等研修」、「幼児教育フォーラム」、「幼児教育理解推進事業大阪府協議会」、「就学前人権教育研修」などの合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図ります。

(4) 教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

大阪府・大阪府教育委員会では、平成22年4月に「幼児教育推進指針」を策定しており、本事業計画においても、この指針で示す基本的な考え方の推進に取り組んでいきます。

「幼児教育推進指針」における基本的な考え方

<基本理念>

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児期の子どもは、生活や遊び等の具体的な活動を通して生きる力の基礎となる心情、意欲が育ち、習慣や態度を身に付ける。人間としての発達や社会の変化に主体的に対応し得る能力の育成等を図る上で、この時期に児童期、青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として、「他者への基本的信頼感」、「自律性」、「自発性」を培う必要がある。

幼児期にこれらの力を培い、子ども一人一人がかけがえない存在として尊重され、それぞれの個性や能力を活かしていくために、発達に応じた様々な体験や多様な人との交流を一層推進していく必要がある。

そのため、子どもの育ちに直接影響を与える幼稚園・保育所等が、それぞれの教育機能等を高め、市町村をはじめ、地域・家庭が協働することにより、子どもの豊かな育ちと学びの充実をめざすことが重要である。

「他者への基本的信頼感を培う」

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、他者への信頼感を持つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるようになるなど、次第に自我が芽生える。

また、子どもは、大人との信頼関係をもとにして、子どもどうしの関係を持つようになる。この相互のかかわりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、自分や他者を大切にする心や豊かな人権感覚、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

「自律性を培う」

子どもは、発達状況や生活リズムにあわせて、自ら基本的な生活習慣を身に付けていこうとし、自分で自分を律することに喜びと自信を感じる。その過程を周囲の大人たちが励まし、支援することにより、子どもは活動の達成感から自分の力に対して自信を持ち、自律性を得ていくようになる。

「自発性を培う」

子どもは、様々な活動を通して自信を持つことにより、自己主張をすることができるようになり、自発性が生まれてくる。また、子ども自身の興味・関心に基づく自発的な活動が他者から肯定的に評価されることにより、自尊感情が高まり、意欲的に物事に取り組むようになる。

<基本方向>

① 稚園・保育所等の教育機能の充実

幼稚園・保育所は、ともに幼児期の子どもの教育を担う機関としての役割を有している。教育・保育内容については「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に基づき整合性が図られており、今後一層、それぞれの内容の充実を図るとともに、互いに連携して、情報や課題の共有に努めることが重要である。

そのため、教育・保育課程の編成にあたっては、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に示された新たな内容や留意事項を踏まえ、幼児一人一人が主体的に活動し、人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育むよう、教育・保育環境を構成する必要がある。加えて、園内・園外研修の充実や自己評価等の推進を図るなど、教育機能の充実に向けて取り組むことが重要である。

また、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に向けて、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続のための連携として、授業や学校行事での幼児と児童の交流については多くの幼稚園・保育所で実施されているところであるが、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育課程の編成について意見交換を行うなど小学校入学後の生活や学習を見通すための連携については、今後さらなる取組みが望まれる。

②家庭・地域における教育力の向上

家庭は「子どもの学び・育ちの原点」である。とりわけ、幼児期の子どもは、保護者の愛情を基盤とした安心感を持つことにより、他者を信じ、自分自身の生命や価値を実感することができるようになる。

しかしながら、社会の急激な変化等により、地域における人間関係の希薄化や家庭における生活体験の減少が言われる中、家庭教育（子育て）に不安や負担感を感じる保護者が約半数にのぼることから、あらためて、保護者が自信と責任を持って家庭教育に取り組むことができる環境を整備し、機運を醸成することが重要である。

さらに、子どもの発達を支えるためには、幼稚園・保育所での体験が家庭や地域での生活に活かされ、家庭や地域で子どもが経験したことが幼稚園・保育所での生活に活かされていくことが重要である。

そのため、市町村には地域における家庭教育支援体制を構築することが求められており、府としては市町村における多様な学習・交流機会が提供されるよう支援する。

また、子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざして、学校・家庭・地域が一体となった「教育コミュニティ」づくりの一層の推進が必要である。幼稚園・保育所は、地域における幼児教育機能としての役割や子育て家庭

を支援する拠点としての役割を担うという観点から、子育て相談や園庭開放等、保護者の育ちの場と地域における交流の場としての機能を高めていくことが重要である。

その際、幼稚園・保育所は、家庭や市町村、保育や子育て支援に関わる地域の機関及び団体と密接な連携・協力を図り、地域の自然、人材、行事、施設などの資源を積極的に活用し、子どもの生活体験がより充実したものとなるよう配慮することが求められる。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保

子ども・子育て支援法で、市町村は一時預かりや放課後児童クラブといった地域子ども・子育て支援事業を実施することになっています。

次のページで示しているものは、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制を、大阪府の都道府県設定区域ごとに集計したものです。

なお、放課後等の子どもの居場所については、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するためすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、教育委員会と福祉部が協力し、次により、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の円滑な取組促進を図っていきます。

- ・府が実施する放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に対する研修への支援員・ボランティアの相互参加の促進
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたり、教育委員会と福祉部とで推進委員会を設置し、協議を行う。

区域	年度	利用者支援事業		時間外保育事業		放課後児童健全育成事業	
		量の見込み (か所)	確保方策 (か所)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
大阪市	27年度	24	24	7,705	7,432	37,648	43,304
	28年度	24	24	7,874	8,036	37,576	43,304
	29年度	24	24	8,087	8,344	37,664	43,304
	30年度	24	24	8,265	8,558	38,038	43,304
	31年度	24	24	8,298	8,558	38,143	43,304
堺市	27年度	7	7	6,600	6,600	10,000	10,000
	28年度	7	7	6,900	6,900	10,100	10,100
	29年度	7	7	7,220	7,220	10,200	10,200
	30年度	7	7	7,530	7,530	10,300	10,300
	31年度	7	7	7,880	7,530	10,400	10,400
北摂	27年度	16	14	12,907	19,189	16,613	13,835
	28年度	16	15	12,858	20,222	16,770	14,220
	29年度	20	20	12,790	21,213	16,959	15,076
	30年度	20	19	12,575	21,678	17,079	15,749
	31年度	20	23	12,425	21,678	17,021	16,312
北河内	27年度	9	8	8,399	8,727	10,969	10,021
	28年度	10	10	8,283	8,651	10,833	10,107
	29年度	11	11	8,188	8,588	10,735	10,494
	30年度	11	11	8,073	8,476	10,632	11,953
	31年度	11	11	7,989	8,476	10,564	10,637
中河内	27年度	19	19	4,234	5,227	8,039	7,433
	28年度	19	19	4,157	5,203	7,870	7,673
	29年度	19	19	4,076	5,183	7,679	7,643
	30年度	19	19	4,006	5,143	7,484	7,583
	31年度	19	19	3,924	5,143	7,313	7,573
南河内	27年度	16	14	3,464	3,464	5,689	5,466
	28年度	16	15	3,583	3,585	5,658	5,497
	29年度	16	16	3,595	3,597	5,570	5,490
	30年度	17	15	3,565	3,569	5,469	4,575
	31年度	17	17	3,523	3,569	5,412	5,417
泉州	27年度	21	20	9,190	10,502	8,885	8,549
	28年度	22	22	9,643	11,009	8,724	8,627
	29年度	26	26	9,526	10,962	8,651	8,837
	30年度	26	21	9,412	10,895	8,478	8,773
	31年度	26	26	9,326	10,895	8,324	8,756
府内 全域	27年度	112	106	52,499	61,141	97,843	98,608
	28年度	114	112	53,298	63,606	97,531	99,528
	29年度	123	123	53,482	65,107	97,458	101,044
	30年度	124	116	53,426	65,849	97,480	102,237

	31年度	124	127	53,365	65,849	97,177	102,399
--	------	-----	-----	--------	--------	--------	---------

区域	年度	病児保育事業		地域子育て支援拠点事業		子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人回)	確保方策 (か所)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)
大阪市	27年度	40,749	40,749	67,255	104	1,346	1,346
	28年度	40,800	40,800	67,138	111	1,342	1,342
	29年度	40,852	40,852	67,481	117	1,354	1,354
	30年度	40,903	40,903	67,464	123	1,352	1,352
	31年度	40,953	40,953	67,492	129	1,353	1,353
堺市	27年度	2,500	2,300	138,300	38	330	330
	28年度	2,500	2,300	138,300	44	330	330
	29年度	2,600	2,600	138,300	44	330	330
	30年度	2,600	2,600	138,300	44	330	330
	31年度	2,600	2,600	138,300	44	330	330
北摂	27年度	63,537	40,563	762,078	120	896	976
	28年度	63,137	42,410	751,068	123	883	1,007
	29年度	63,306	43,867	738,597	125	864	999
	30年度	62,432	44,635	725,208	128	848	991
	31年度	61,596	45,524	711,904	131	830	982
北河内	27年度	9,269	10,974	196,639	51	1,632	1,437
	28年度	9,198	11,117	197,591	51	1,657	1,604
	29年度	9,145	10,166	197,682	51	1,686	1,710
	30年度	9,029	11,002	199,140	51	1,708	1,732
	31年度	8,992	10,986	206,883	54	1,738	1,762
中河内	27年度	29,561	9,430	102,094	45	575	644
	28年度	28,949	11,830	100,055	47	535	604
	29年度	28,557	11,830	99,128	48	509	579
	30年度	28,181	11,830	98,196	49	485	555
	31年度	27,791	11,830	97,243	50	460	531
南河内	27年度	5,796	4,904	183,414	38	531	531
	28年度	5,693	4,869	176,595	39	512	513
	29年度	5,599	5,141	172,413	42	496	497
	30年度	5,529	5,583	171,363	43	480	482
	31年度	5,435	5,524	167,594	44	461	464
泉州	27年度	8,113	8,311	100,298	70	456	527
	28年度	7,956	8,987	96,800	70	456	521
	29年度	7,804	8,961	94,444	70	457	483
	30年度	7,698	8,941	92,056	70	457	509
	31年度	7,532	8,921	90,108	70	455	506
府内 全域	27年度	159,525	117,231	1,550,078	466	5,766	5,791
	28年度	158,233	122,313	1,527,547	485	5,715	5,921
	29年度	157,863	123,417	1,508,045	497	5,696	5,952

	30年度	156,372	125,494	1,491,727	508	5,660	5,951
	31年度	154,899	126,338	1,479,524	522	5,627	5,928
区域	年度	一時預かり事業 (幼稚園の在園児)		一時預かり事業 (幼稚園の在園児以外)		ファミリー・サポート・セン ター事業(就学児のみ)	
		量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)	量の見込み (人日)	確保方策 (人日)
大阪市	27年度	984,059	984,059	115,727	109,816	5,555	5,555
	28年度	979,942	979,942	115,656	112,007	5,570	5,570
	29年度	992,588	992,588	116,109	116,185	5,586	5,586
	30年度	989,843	989,843	116,132	119,723	5,603	5,603
	31年度	990,595	990,595	116,224	116,224	5,619	5,619
堺市	27年度	59,381	59,381	32,337	32,337	7,736	7,736
	28年度	87,495	87,495	35,879	35,879	7,881	7,881
	29年度	94,827	94,827	39,221	39,221	8,026	8,026
	30年度	114,935	114,935	42,333	42,333	8,171	8,171
	31年度	132,518	132,518	45,365	45,365	8,316	8,316
北摂	27年度	997,043	1,414,973	231,188	238,929	14,901	15,844
	28年度	987,909	1,495,516	226,832	241,393	14,826	15,948
	29年度	975,006	1,612,736	222,621	249,535	14,707	15,900
	30年度	958,926	1,604,900	218,590	247,190	14,591	15,882
	31年度	945,482	1,589,737	214,730	245,544	14,393	15,816
北河内	27年度	384,519	417,094	85,871	92,151	7,596	6,816
	28年度	378,554	403,590	84,163	90,760	7,497	7,737
	29年度	372,052	394,925	82,315	89,339	7,405	7,645
	30年度	365,087	388,238	80,848	88,263	7,326	7,566
	31年度	358,781	381,353	79,810	87,730	7,275	7,515
中河内	27年度	361,304	369,827	153,935	32,300	15,129	15,222
	28年度	353,680	363,523	150,539	42,380	14,729	14,828
	29年度	348,823	358,758	148,658	49,630	14,333	14,377
	30年度	342,574	353,992	146,781	55,390	13,946	14,051
	31年度	337,124	349,176	144,895	62,590	13,548	13,661
南河内	27年度	255,230	255,230	45,620	44,698	3,275	1,627
	28年度	249,647	249,824	44,327	43,602	3,203	1,602
	29年度	244,013	244,190	43,459	43,525	3,057	1,572
	30年度	238,882	239,089	42,573	42,795	2,976	1,552
	31年度	232,628	232,864	41,802	42,202	2,932	1,534
泉州	27年度	323,794	298,679	38,377	47,096	5,771	8,429
	28年度	320,400	335,606	37,444	46,634	5,545	8,389
	29年度	319,008	353,484	36,904	46,316	5,336	8,351
	30年度	316,718	401,703	36,296	46,036	5,150	8,321
	31年度	316,172	420,205	35,632	45,779	4,982	8,292
府内 全域	27年度	3,365,330	3,799,243	703,055	597,327	59,963	61,229
	28年度	3,357,627	3,915,496	694,840	612,655	59,251	61,955
	29年度	3,346,317	4,051,508	689,287	633,751	58,450	61,457

	30年度	3,326,965	4,092,700	683,553	641,730	57,763	61,146
	31年度	3,313,300	4,096,448	678,458	645,434	57,065	60,753
区域	年度	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	妊産婦健診	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実費徴収に伴う補足給付事業	多様な主体の参入促進事業
		量の見込み(人)	量の見込み(人)	量の見込み(人回)	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
大阪市	27年度	19,728	589	302,600	1	1	1
	28年度	19,685	589	302,600	1	1	1
	29年度	19,801	589	302,600	1	1	1
	30年度	19,782	589	302,600	1	1	1
	31年度	19,783	589	302,600	1	1	1
堺市	27年度	7,236	222	102,690	1	1	1
	28年度	7,184	220	101,976	1	1	1
	29年度	7,155	220	101,570	1	1	1
	30年度	7,065	217	100,254	1	1	1
	31年度	6,965	215	98,854	1	1	1
北摂	27年度	14,077	1,220	193,796	9	4	3
	28年度	13,844	1,234	190,233	9	4	3
	29年度	13,584	1,249	187,932	9	4	3
	30年度	13,353	1,265	184,879	9	4	2
	31年度	13,114	1,281	181,783	9	4	2
北河内	27年度	8,699	226	80,473	6	3	1
	28年度	8,547	229	80,418	7	3	1
	29年度	8,409	242	80,470	7	3	1
	30年度	8,295	256	80,705	7	3	1
	31年度	8,297	262	80,842	7	3	1
中河内	27年度	5,654	594	77,044	2	0	0
	28年度	5,590	580	76,876	2	1	1
	29年度	5,537	567	76,772	2	1	1
	30年度	5,489	559	76,676	2	1	1
	31年度	5,451	551	76,556	2	1	1
南河内	27年度	3,940	441	51,599	6	0	0
	28年度	3,879	440	50,501	6	0	0
	29年度	3,803	558	49,147	6	0	0
	30年度	3,740	558	48,043	6	0	0
	31年度	3,672	556	47,003	6	1	1
泉州	27年度	7,003	712	90,829	9	2	0
	28年度	6,819	707	88,714	9	2	0
	29年度	6,702	707	87,313	9	2	0
	30年度	6,563	702	85,495	9	2	0
	31年度	6,461	705	84,260	9	2	0
府内全域	27年度	66,337	4,004	899,031	34	11	6
	28年度	65,548	3,999	891,318	35	12	7

	29年度	64,991	4,132	885,804	35	12	7
	30年度	64,287	4,146	878,652	35	12	6
	31年度	63,743	4,159	871,898	35	13	7

5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上

基本的な指針において、都道府県は、認定こども園、幼稚園、保育所等の就学前の子どもの教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保及びその養成を推進する中心的な役割を担うこととされており、大阪府における取り組みは、次のとおりです。

(1) 教育・保育を行う者の確保及び資質の向上

① 教育・保育を行う者の見込み数

ア. 供給面(大阪府における現状の職員数から見て将来的に従事しているであろう従事者数)

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	6,346	6,357	6,372	6,389	6,406
保育士	18,544	18,580	18,623	18,671	18,719
幼稚園教諭	7,741	7,690	7,638	7,587	7,535
保育従事者等	219	219	219	219	219

注)厚生労働省教育・保育を行う者の見込み数算出のためのワークシートにより算出

イ. 供給から需用(実態に応じた数※)を差し引いた数

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	-569	-719	-738	-730	-696
保育士	-340	-746	-795	-771	-675
幼稚園教諭	2,011	2,031	2,053	2,088	2,116
保育従事者等	0	-82	-78	-69	-34

※保育士については配置基準数×1.52倍、幼稚園教諭については学級数×1.42倍(厚生労働省ワークシートに基づく)

○平成29年度に最大約1,500人の保育教諭・保育士数が不足する見込み○

⇒府・市町村において、国事業等を活用して各施策に取り組むことにより、平成27年度は565人、平成28年度以降は各年約670人の新たな保育士供給につなげることとする。

【保育士確保数の見込み】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育士数(供給)	23,675	24,240	24,915	25,587	26,258
前年度からのプラス数		565	675	672	671

○この結果、平成29年度末には、保育教諭または保育士について需用に応じた数が確保される見込み。

ア. 供給面(大阪府において保育士確保がなされた後の従事者見込数)

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	6,346	6,497	6,678	6,858	7,038
保育士	18,544	18,987	19,517	20,043	20,569
幼稚園教諭	7,741	7,690	7,638	7,587	7,535
保育従事者等	219	223	228	233	238

イ. 保育士確保がされた後の不足数

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	-569	-579	-432	-261	-64
保育士	-340	-339	99	601	1,175
幼稚園教諭	2,011	2,031	2,053	2,088	2,116
保育従事者等	子育て支援員研修等で確保				

平成30年度当初に、保育教諭が不足しているものの、保育士のうち85%が幼稚園教諭免許状を併有していることから、510人は保育教諭へ転換可能と考えられる。よって、平成29年度末に保育士・保育教諭が確保される見込み。

② 教育・保育を行う者の養成及び就業の促進

保育教諭の確保に向け、資格併有を促進する資格取得支援事業を実施します。

また、保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）への研修等を行い再就職等の支援を行うほか、市町村が実施する保育士研修の支援を行います。

③ 教育・保育を行う者の資質向上

保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした「幼保連携型認定こども園等研修」、「幼児教育フォーラム」、「幼児教育理解推進事業大阪府協議会」、「就学前人権教育研修」などの合同研修を実施します。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。

これら研修について、担当課間で連携を図り、計画的な実施に努め、教育・保育にかかる人材の質の向上を行います。

また、地域子ども・子育て支援事業に従事する者については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）に基づき、府において研修等を実施し放課後児童支援員の資格認定を行うとともに同支援員の質の向上に努めるほか、市町村で実施する研修などの支援に努めることにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の質の向上を図ります。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

基本的な指針において、児童虐待防止対策等の各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することとされており、大阪府における取り組みは、次のとおりです。

（1）児童虐待防止対策の充実

子育て支援策を充実することで、児童虐待の発生予防に取り組みます。特に児童福祉、母子保健、家庭教育の分野から、支援を要する家庭にアプローチし、きめ細やかな支援を行います。また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等において、引き続き児童虐待の早期発見・早期対応に努めま

す。

① 子ども家庭センターの体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる子ども家庭センターでは、増加する虐待相談対応件数に応じて体制を整備してきました。専門職員を増員するとともに、すべての子ども家庭センターに警察官OBを配置し、児童の安全な保護に努めています。また、早期対応の充実のため、第2一時保護所を開設し、保護定員を増やしました。さらに、中央子ども家庭センターに診療機能を有する「こころケア」を設置し、虐待を受けた子どもの回復支援を行っています。

今後も、虐待通告後の初期対応、アセスメント、家族再統合について職員研修を継続し、虐待相談件数に応じた体制の整備に努めていきます。

② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童虐待の通告先として市町村が位置付けられてから、市町村における児童虐待相談対応件数は増え続けています。子どもを虐待から守るためには、市町村、警察はもとより学校、保育所、医療機関など子どもを取り巻く多くの関係機関が、それぞれの専門性を発揮して、緊密に連携を行い、発生予防から早期発見、早期対応まで切れ目のない支援を行うことが必要です。

市町村に対して、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」を活用した「大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」を実施するなど、相談対応力強化のための支援を行うとともに、虐待の早期発見・早期対応の中核となる市町村要保護児童対策地域協議会における、学校、医療機関、警察等の連携が図られるよう、引き続き支援・連携に努めていきます。

③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

望まない妊娠・出産等に悩む社会的ハイリスク妊婦に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡・サービスの紹介など、的確な情報提供と必要な支援につなぐ「にんしんSOS」相談事業を行っています。

また、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者（以下「要養育支援者」）の早期把握、医療機関と保健機関の連携による要養育支援者の継続的なサポート、児童虐待予防のための要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を目的として、要養育支援者情報提供票による医療機関との連携を行っています。

これらの相談事業や関係機関連携により、市町村が行う子育て支援事業等につなげていますが、養育困難な場合など新生児委託が望ましい子どもについては、出産後に里親委託ができるよう、里親制度について市町村や関係機関等への周知に取り組みます。

今後も、妊婦の孤立化を防ぐとともに、児童虐待予防につながるよう、広報啓発活動を継続していきます。

④ 児童虐待による死亡事例の検証

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会において、府内で発生した死亡事例について外部専門委員による検証を行い、改善に向け取り組んできました。

今後も、死亡事例等重大事案の発生など必要に応じて検証し、児童虐待防止のための取組に活かしていきます。

(2) 社会的養護体制の充実

大阪府では、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、子どもの養育の特質を踏まえ、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制を整えるため、第二次大阪府社会的養護体制整備計画を推進します。

第二次大阪府社会的養護体制整備計画では、「家庭的養護の推進」、「専門的ケアの充実」「自立支援の充実」「家庭支援・地域支援の充実」を基本的方向性として定めています。

また、第二次大阪府社会的養護体制整備計画における「大阪府における家庭的養護推進に向けた将来ビジョン」を踏まえ、今後の社会的養護体制の整備を進めます。

① 家庭的養護の推進

ア) 里親委託等の推進

里親委託優先の原則に基づく里親等委託を推進するためには、養育里親の確保や、専門的ケアの必要な子どもを養育できる専門里親の確保及び里親等への支援体制の確立が必要不可欠です。大阪府では、里親等委託を推進するため、里親等委託率を平成31年度末は16%を目標として、里親制度の広報啓発、里親等の開拓、里親等支援の充実等に関する行動計画を策定し、里親等委託を推進します。

また、子ども家庭センター、里親開拓から委託後まで一貫して支援する里親支援機関、里親の互助組織である里親会、社会的養護関係施設等がそれぞれの役割を明確にしたうえで、より連携した重層的な里親支援体制を確立します。

社会的養護について、広報啓発や研修等を通じて、市町村、子育て関係機関、府民等の認知度を高めるほか、ファミリーホームにおける情報交換や相互支援、連携強化等ができる体制整備を支援します。

イ) 施設の小規模化等家庭的養護の推進

児童養護施設等において、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えるため、施設における「家庭的養護推進計画」を踏まえ、調整のうえ計画的に施設整備を進めます。

② 専門的ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもが心身の傷を回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアが重要です。

人材確保や施設職員の専門性の向上のため、必要な知識・技術を有する児童指導員や保育士を確保できるよう福祉職員養成講座を実施するとともに、基幹的職員を養成するための基幹的職員養成研修を実施します。また、児童養護施設をはじめとした各施設において、虐待を受けた経験のある子ども等に対して専門的ケアの充実を図ります。

特に、情緒障がい児短期治療施設では、心理的・精神的問題を抱え日常生活多岐にわたり生きづらさを感じている子ども等に、治療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っています。今後は、支援が必要な児童数を把握するとともに入所ニーズに応じた対応を行います。

児童自立支援施設である修徳学院では、非行問題等様々な課題を抱える子どもの生活指導・教育施設として社会的自立に向けた支援を行っており、子どもライフサポートセンターでは、人間関係につまづきのある子どもに対し、集団生活を通して、一人ひとりの子どもの能力や特性に応じた支援を行っています。今後も子どものニーズに応じた個別効果的な指導や自立支援を行います。

母子生活支援施設では、DV被害者や虐待を受けた子どもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要です。母子生活支援施設では、母と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化します。

③ 自立支援の充実

社会的養護の下で育った子どもが、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにするために、学習習慣を定着できるような支援や、自立に向けて職業についての具体的なイメージを持ち、確かな職業観・勤労観を育成する事業を実施します。

また、自立した生活を送るため、施設や里親等が、アドミッションケアから、インケア、リーピングケア、アフターケアまでの一貫した支援を行えるよう支援します。

自立援助ホームでは、義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、主に児童養護施設等を退所したものが入居し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行っています。今後はニーズを分析しつつ、必要であれば複数設置を検討します。

④ 家庭支援・地域支援の充実

市町村においては、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の防止に取り組んでいます。市町村の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能向上に向けて研修や、実務者会議、ケース検討会議等を通じて市町村を支援します。

また、子育て支援サービス等の充実により、虐待を未然に防ぎ、親子分離に至らない段階での親支

援の充実や虐待を受けた子どもの早期の家庭復帰、家庭復帰後の虐待の再発防止など、家族再統合に向けた取組みを家族、施設、里親、子ども家庭センターの協働で進めます。

母子生活支援施設において、母と子どもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母と子どもの双方に支援ができるという特性を活かし、保護と自立支援の機能を強化するため、施設職員の研修への参加や職員の育成・指導体制の確保、学習支援の充実など体制の整備を図ります。さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対する支援を担うため、福祉事務所と子ども家庭センター・女性相談センター等の関係機関の連携強化を図ります。

⑤ 子どもの権利擁護の推進

社会的養護関係施設や里親等の下で暮らす子どもの権利擁護については、大阪府と社会的養護関係施設・里親等がその理念を共有し、被措置児童等虐待など子どもの権利侵害を予防・防止する取組みを日ごろから行うとともに、権利侵害事案が発生した際には適切な対応を速やかに行うことで、その責務を果たさなければなりません。

大阪府では、「児童福祉施設等における人権侵害事案等対応マニュアル」を作成するとともに、「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等援助専門部会」を開催し、被措置児童への虐待の防止に取り組んでいます。

今後も、子どもの年齢に応じた自己決定を尊重し、子どもが自らの権利を主体的に行使できるような取組みや、施設等に対しての権利擁護への理解を促進する研修等を通じ、虐待の未然防止のための取組みを行います。

さらに、第三者委員の権利擁護へ向けた活動が有効に機能できるための支援に取り組めます。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、①就業支援、②子育てをはじめとした生活面への支援、③養育費の確保等、④経済的支援、⑤相談機能の充実、⑥人権尊重の社会づくりの6つを基本目標の柱として総合的に推進します。

① 就業支援

母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により、就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、再就職に就くことが難しい場合があります。

また、その約8割の方が就業しているものの、子育て等のため、時間など一定の制限があり、パート、臨時職員といった不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にとどまっており、子育てをしながら収入面、雇用面でより条件のよい安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう支援することが必要です。

一方、父子家庭の父は、子どもの養育、家事等の生活面で多くの困難を抱え、子育てと就業の両

立が困難となっている場合があります、生活面など社会的支援と就業の支援が求められています。

こうした中、平成 25 年 3 月に特別措置法が施行され、母子家庭の母や父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。

ひとり親家庭等が子育てをしながら、安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、関係機関、関係事業との連携のもと、効果的な就業あっせん、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図ります。

ア) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

- ・ 就業と子育ての両立を図るため、専門相談員による就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催、育児や子育てに関する生活相談や、養育費問題をはじめとした法律相談を行うなど、ひとり親家庭等への一貫した就業支援サービスの提供や、生活支援を行う就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化します。

イ) 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携

- ・ 児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた母子・父子自立支援プログラム策定等事業を推進するとともに、生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、身近な地域での就労支援を促進します。

ウ) 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施

- ・ ひとり親家庭の親の学び直しの支援も視野に、正規雇用等安定した条件での就業に結びつきやすい資格取得のために就学する養成訓練期間中の経済的支援を行います。

② 子育てをはじめとした生活面への支援

少子化や核家族化をはじめ、厳しい経済環境の中で、子育てを取り巻く環境の変化により、子育て家庭が抱える課題も少なくなく、とりわけ、ひとり親家庭の親はひとりで仕事と子育ての両立を図る必要があり、その心理的、経済的負担は大きくなっています。

母子家庭の場合、就業しても低賃金や不安定な雇用条件に直面することが多く、子どもの養育や

教育のための収入を増やそうと、複数の職場で就業したり、より条件の良い就業をめざし、職業能力を高める方も多くいます。

また、父子家庭の場合、家計の担い手として就業していた場合が多く、母子家庭に比べて平均収入は高くなっていますが、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱える方もおり、それぞれが子育てと就業との両立ができるよう、支援を行っていくことが重要です。

さらに、「子どもの貧困」について、ひとり親家庭では貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭の親に対する就労、生活支援の強化が求められています。

こうした視点を踏まえ、母子家庭及び父子家庭が子育てと就業との両立ができ、安心して子どもが成長できるよう、保育、子育てや生活面での支援体制の整備を進めます。

ア) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用支援

- ・ 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。
- ・ 家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用します。
- ・ ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。

イ) 生活支援講習会等事業の実施

- ・ 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るよう努めます。

ウ) 子どもの学習支援等の推進

- ・ 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。

③ 養育費の確保

民法の改正（平成 24 年 4 月施行）により、父母が協議離婚をするときに協議で取り決める「子の監護についての必要な事項」の具体例として、面会交流（父又は母と子との面会及びその他の交流）と、養育費（子の監護に要する費用の分担）が示され、これに併せて、離婚届にこれら取り決めの有無を記す（任意）チェック欄が新設されました。

しかしながら、依然として、養育費の取り決め状況は低く、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られます。

別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。

一方、父母が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話等で定期的、継続的に交流を行う面会交流は、養育費と同様に子どもの成長に大切であり、今後、養育費の取り決めや受給促進とともに、面会交流の実施促進に関する啓発や相談体制の整備に向けた取組みを進めます。

ア) 法律等相談事業の実施

- ・ 養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、法律に関する問題についての弁護士等による専門相談を、就業・自立支援センター事業の一環として実施します。
- ・ 身近な地域における相談体制の整備を図るため、政令市、中核市を除く全市町を対象として実施してきた出張相談会を、引き続き市町とも連携し強化を図ります。

イ) 面会交流に向けた支援

- ・ 平成24年の民法改正により規定された「面会交流」は、子どもの成長にとって重要なものであり、これをスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進めます。

④ 経済的支援

離婚後の激変期に集中して対応する児童扶養手当制度や、さまざまな資金使途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援については、ひとり親家庭等の自立に向けた準備期間等において重要なものです。

なお、児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭にも対象が拡大され、また、母子・父子・寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭にも対象が拡大されたところであり、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や適正な給付事務等を実施するとともに、関係職員に対する研修の実施等により、窓口における相談や適切な情報提供の推進など、経済面での支援体制の充実を図ります。

⑤ 相談機能の充実

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面で多くの悩みや不安を抱えており、あるいは、ひとり親家庭であるといった偏見による人権的侵害などさまざまな問題が複合的に発生することも少なくありません。

そのため、離婚前の相談を含め、身近なところにおいて相談を受け、それぞれの家庭の状況に応じた支援策等の情報を提供するとともに、必要に応じて、専門機関等につなぎ、適切な支援に結びつける相談機能の充実が求められます。

身近な相談体制として、福祉事務所を有する市町等に母子・父子自立支援員が配置されているほ

か、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等が相談等支援活動を行っています。

また、専門機関として、母子・父子福祉センター、福祉事務所や子ども家庭センター、保健所、社会福祉協議会、隣保館などさまざまな社会資源が設置されています。

支援を要する方に必要な助言や情報提供を行い、適切な支援に繋げるため、母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修や情報提供等を行うとともに、関係機関等の連携の強化を図り、重層的な支援体制の整備に向けた取組みを推進します。

⑥ 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見受けられます。

ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築く必要があります。

ひとり親家庭等の自立を支援し、暮らしの安定と向上を図るため、基本目標に掲げる「相談機能の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面の支援」「養育費の確保等」「経済的支援」の取組を総合的に推進します。

また、ひとり親家庭等が、不当な差別や偏見により人権侵害を受けることのない社会の実現をめざします。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児が身近な地域で療育等を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。

また、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。

さらに、身近な地域で障がいの受容への支援を含め療育指導・相談等が受けられるよう、障がい児相談支援を充実します。

障がい児入所施設については、国において、今後、「入所施設の機能」及び「入所施設の生活環境の改善等」について検討することとされており、大阪府としては、これも踏まえて、その在り方を検討していきます。

発達障がい児に対しては、それぞれのライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援が行われるよう、大阪府、市町村、学校、支援機関、医療機関等がそれぞれの役割に応じて連携しつつ、発達障がい児の特性理解に基づく重層的な支援体制を構築することをめざします。

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者（※）に対しては、地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービ

ス等の充実強化に取り組みます。

(※)重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（１級・２級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者

府立支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るなど専門性の向上に努めます。

また、府立支援学校に地域支援リーディングスタッフを配置し、巡回相談や来校相談、研修講師派遣等を行うことにより、府立支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮し、地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の専門性向上に向けた支援を行います。

発達障がいのある幼児・児童・生徒については、個々の特性に応じて指導を行うため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用促進を図るとともに、関係部局が連携し、教員等の専門性の向上や地域で相談を行う支援機関の整備に取り組むなど、発達段階に応じた一貫した支援を行います。

7. 広域行政として大阪府が取り組むこと

(1) 特定教育・保育施設の利用定員設定に関する調整

認定こども園や幼稚園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

(2) 教育・保育施設の情報の公表

子ども・子育て支援法において、都道府県は、認定こども園、幼稚園、保育所といった教育・保育施設の運営状況に関する情報を公表しなければならないとされています。大阪府における公表方法については、大阪府ホームページを活用して、国が構築する全国総合システムから提供される情報を公表することを基本とします。

(3) 職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備

基本的な指針において、仕事と生活の調和について、各都道府県の実情に応じた施策を盛り込むこととされており、大阪府における取り組みは、次のとおりです。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進、長時

間労働の見直しと労働時間短縮に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した事業所の先進的な取組の紹介やセミナーの実施を通じて、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

また、産学官の連携を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、男女ともに、働き続けやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を応援するための事業者登録制度を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

さらに、男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男性が家庭や地域社会への積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

認定こども園や保育所の充実については、第3章「2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保」で示した市町村子ども・子育て支援事業計画における数値集計を市町村が確保できるよう、また、認定こども園については、「3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制」で示した認定こども園の目標設置数が達成できるよう、国制度を活用し、基盤整備を図ります。